#### 第1回袖ケ浦市地域公共交通活性化協議会 会議録要旨

- 1 開催日時 令和3年6月9日(水) 午前10時00分開会
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所 旧館3階大会議室
- 3 出席委員

会 長	鈴木 文彦	委 員	大川 敦
副会長	小島 悟	委 員	榎本 昇
委 員	中村 元	委 員	有海 勝教
委 員	澤井 正貴	委 員	仲田 秀明
委 員	中西 耕二	委 員	西田 隆司
委 員	成田 斉	委 員	赤川 稔
委 員	加藤 正之	委 員	重田 克己
委 員	宮﨑 隆一		

#### (代理出席)

委 員 渡邉 彰代理 米本 茉利恵

#### (欠席委員)

委 員	鈴木	利和
委 員	市川	美則
委 員	平野	竜也
委 員	影山	昭子
委 員	船越	光子

#### 4 出席職員

袖ケ浦市長	粕谷 智浩
企画政策部次長兼企画政策課長	千田 和也
企画政策部企画政策課 副参事	多田 晴美
企画政策部企画政策課 副主査	御園生 諒

#### 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	
傍聴人数	1人	

#### 6 議 題

- (1) 副会長及び監査委員の指名について
- (2) 公共交通(路線バス)の状況について
- (3) 袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託について
- (4) その他

#### 7 議事

#### 事務局

#### (多田副参事)

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第1回袖ケ浦市地域公 共交通活性化協議会を開催いたします。なお、本日は新型コロナウイルス 感染症の対策といたしまして、窓や出入口を開放して開催いたしますので ご了承ください。

会議に入ります前に、本日の出席者数について報告いたします。

本日の出席者は、16名でございます。全委員21名の過半数の出席をいただいておりますので、協議会規約第8条の規定により会議は成立しております。

なお、所用のため、渡邉委員の代理で米本様に出席いただいております ので、ご報告いたします。

次に、配布資料を確認させていただきます。

先に送付いたしました、「会議次第」、「資料1」、「資料2」、「資料3-1」、「資料3-2」、「参考資料1」、「参考資料2」と本日机の上に配布いたしました資料として、「座席表」、「委員名簿」となっております。また、鈴木会長よりご提供いただいた資料といたしまして、「コロナ禍に対応した新たなバスの動き」を配付しております。

資料は以上の10点でございますが、配付もれはございませんでしょうか。

#### (配付漏れなし)

#### 事務局

#### (多田副参事)

続きまして、粕谷市長から新たに委員になられた方に委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、自席にてご起立のうえ 委嘱状をお受け取りください。

(市長より委嘱状交付)

#### 事務局

#### (多田副参事)

次に、会議開催にあたりまして、粕谷市長よりごあいさつを申し上げます。

(市長あいさつ)

#### 事務局

次に、事務局職員を紹介いたします。

(多田副参事)

企画政策部次長兼企画政策課長の 千田 でございます。

公共交通担当の企画政策課 御園生 でございます。

私、企画政策課の多田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

#### 事務局

次に、本会議の公開について説明させていただきます。

(多田副参事)

本会議は「袖ケ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱」に規定している「附属機関等」にあたりますので、原則公開となり、会議録につきましては、発言者の氏名を記載し、要点筆記により調製のうえ公開してまいりますのでご了承願います。

#### 事務局

(多田副参事)

続きまして、鈴木会長より、ご挨拶を賜りたいと存じます。よろしくお 願いいたします。

(会長あいさつ)

#### 事務局

(多田副参事)

ありがとうございました。

なお、市長は所用のため、ここで退席とさせていただきます。

(市長退席)

#### 事務局

(多田副参事)

それでは、協議会規約第7条第1項の規程により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これからの議事進行を鈴木会長にお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

#### 議長

(鈴木会長)

それでは、規約によりまして、私が議長の役目を務めさせていただきます。ご協力の程よろしくお願いいたします。

次第6の議題1「副会長及び監査委員の指名について」

「副会長の選出について」でございますけれども、副会長については規約の第6条第3項に、監査委員については規約の第14条第2項に「会長が指名する」と規定されております。

従いまして、私から指名させていただきたいと思います。

副会長に袖ケ浦市企画政策部長 小島 悟 委員にお願いしたいと存じます。

また、監査委員に日東交通株式会社運輸部長 加藤 正之 委員、袖ケ 浦市社会福祉協議会事務局長 重田 克己 委員の2名にお願いしたい と存じます。

以上、ご報告申し上げます。

議長

(鈴木会長)

次の議題に移ります。次に、議題2「公共交通(路線バス)の現状について」事務局より説明をお願いします。

#### 事務局より、資料2に基づき説明

議長

ありがとうございました。

(鈴木会長)

質疑を受ける前に、まずは公共交通の現状について、委員の共通認識を 図るため、交通事業者から各社の現状について、説明をお願いしたいと思 います。その後、質疑応答とさせていただきます。

それでは加藤委員から、説明をお願いいたします。

加藤委員

日東交通の加藤です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、バスの利用者は減少しております。特に高速バスの利用者は大きく減っています。一時、利用者が戻ってきた時期はありましたが、現在緊急事態宣言が発令されていることから、路線を維持することが難しくなってきています。

路線バスについても、利用者が増える兆しがありません。先ほど事務局からの説明もありましたが、中郷・富岡線は、木更津駅周辺の利用はありますが、駅から離れた地域ではほとんど利用がありません。利用される箇所が限られており、一体何人のために補助金を交付するのかという点も考慮していく必要があると感じた中で、本路線の委託元である木更津市と話をし、路線短縮となりました。

路線バスについては、交通事業者単独で維持していくことが難しく、また、乗務員の手配もぎりぎりの状況でなんとか維持をしております。

議長

加藤委員ありがとうございました。

(鈴木会長)

続きまして、宮﨑委員ご説明をお願いいたします。

宮﨑委員

小湊鐵道の宮﨑です。

バスの現状ということで、新型コロナウイルス感染症が流行する前である一昨年と比較したものを報告します。

路線バスについては、一昨年比で約8割まで戻ってきています。高速バスは非常に状況が悪く、一昨年比で約6割となっており、バス事業全体としては、一昨年比で約7割となっています。

参考に、昨年と比較した場合も報告いたします。

路線バスは、前年比で約1.7倍、高速バスは、前年比で約1.8倍となっており、バス事業全体としては、前年比で約1.6倍となっています。

非常に厳しい状況となっています。

議長

宮﨑委員ありがとうございました。

(鈴木会長)

続きまして、大川委員ご説明をお願いいたします。

#### 大川委員

JR東日本の大川です。

大変苦戦をしている状況となっています。

弊社のビジネススキームは、端的に申し上げますと、千葉から以西の黒字で、千葉から以東の路線を補填しています。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症が流行する前の話であり、皆様ご承知のとおり、昨年度の弊社全体の営業収支は約5千億円の赤字になりました。

鉄道につきましては、大量高速輸送でありまして、お客様に乗っていただかないと、全体的には保てない仕組みとなっています。お客様が乗っても乗らなくても、かかる費用が非常に高いものです。

そのため、お客様が少しでも減ると、すぐに赤字になってしまいます。 このようなビジネススキームの中で、現在、新型コロナウイルス感染症 の影響でお客様が少なくなっていることに加えて、非常に危惧しているこ ととして、皆様の働き方が大きく変わってきていることが挙げられます。

新聞等の報道でもご承知のとおり、デジタルトランスフォーメーションの進展などにより、人が移動をしなくても働ける環境になっています。今までは、朝の通勤時間帯で黒字になっていた状況が、自宅で仕事をするなど、仕事のために移動することが少なくなってきており、黒字でなくなってきています。

現在、全体として、地方路線を維持することが非常に難しくなってきま した。これは切実な問題となっています。

そのような中で、お客様を増やしていくことは非常に難しいため、経費をできる限り削減するような取組を少しずつ進めています。報道であったとおり、終電と始電の間隔を大きく取り、保守関係を行う時間を確保したり、駅の看板等の設置を見直したりなど、できる限りサービスレベルを維持しながら固定費を削減するための取組を行っています。

このような厳しい状況でありますので、皆様にご利用いただけるような 交通機関になるべく、各自治体や交通事業者と一緒に施策を実施していき たいと考えています。

#### 議長

(鈴木会長)

大川委員ありがとうございました。

最後にタクシー事業の状況について、本日千葉県タクシー協会の鈴木委員が欠席しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局

(千田次長)

先日、タクシー事業者に伺った状況をご説明いたします。

タクシーにつきましては、路線バスの状況と似ており、1回目の緊急事態宣言が発令された際には、利用者が大きく減少しました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染者数に比例して増加と減少を繰り返し、現在はコロナ前と比較して約7割程度の収入となっています。 日によって8割を超えることもありますが、平均して8割を超えることは難しくなっています。

また、飲み会等が控えられていることから、深夜の利用はほとんどあり

ません。特に、例年であれば、かき入れ時となる年末の忘年会や年始の新年会が少なかったことで大きな打撃を受けております。

こうした状況の中、宅配などの新しいサービスなどを日々検討している とのことです。

タクシー事業者に伺った状況は、以上でございます。

#### 議長

ありがとうございました。

(鈴木会長)

それでは、質疑をお受けしたいと思います。事務局からの説明や交通事業者の説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

#### (質疑等無し)

## 議長 (鈴木会長)

よろしいでしょうか。それでは、この議題と関連するものがありますので、私が配布した資料の説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大の対応として、バスがどのような対策をしているのかを私が雑誌の記事として執筆したものです。

私が一番言いたいことは、バス事業者は一生懸命に感染防止対策を進めていることから、安心できる乗り物だと皆に知っていただきたいということ、また、そのことをアピールしていく必要があるということです。

そのようなことから、感染防止対策の事例や安全性についてを雑誌に掲載しています。

また、バスは様々な使い方ができるということをお知らせするために、 ワクチンバスの記事も執筆しています。この事例については、私が長年山 口県で交通施策の手伝いをしていることもあり、防長交通と何か地域のた めにできることはないかと話をしていく中で進めてきたものです。

山口県の山間部等は、非常に閑散としていて、ワクチン接種を行う会場がなかなかありません。それであれば、会場を持ってきてしまおうということで、接種会場になるようなバスを作りましたということを紹介する記事です。

バスは様々な使い方があり、社会のために役に立つということをアピールできればとの思いで執筆しました。

今後、様々なバスの活用方法が出てくると思いますが、このようなこと を拡大できればと考えています。

交通事業者の皆様には、それぞれの立場で、公共交通は安心だということをアピールしていただければと思います。イメージだけで公共交通を不安に思っている人がそれなりにいます。現在、公共交通の利用者が20%から30%減という説明がありましたが、この人たちが、公共交通を安心して利用すると、5%程度上乗せできるのではないかと予想しています。

このような思いから、本日資料として配布させていただきました。

#### 議長

(鈴木会長)

次の議題に移ります。議題3「袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務 委託について」事務局より説明をお願いします。

#### 事務局より、資料3-1、資料3-2に基づき説明

#### 議長

ありがとうございました。

(鈴木会長)

この議題については、質疑や意見をお受けした後に、資料3-1の3ページ目と資料3-2に記載のある選定委員会の設置について議決を取りたいと思います。

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、 ご発言をお願いいたします。

#### 赤川委員

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の第5条に、隣接市などと 連携して計画を策定することができるといったように規定されています。

袖ケ浦市一帯は、海側の地区であれば、木更津市の金田地区のアウトレットモール、内陸の方であれば、東京ドイツ村など、レジャー施設が増えてきています。また、アクアラインによっても他地域と結ばれています。このようなことを踏まえて、先ほどの議題で中郷・富岡線の話もありましたが、袖ケ浦市のエリアだけで考えてしまうと、どうしても限度が出てきてしまうのではないでしょうか。

事務局の説明ですと、市内に限定させた計画のように思えますが、市外のことをどのように盛り込んでいくのかが見えてきません。この点についてはどのように考えているのでしょうか。

#### 事務局 (千田次長)

赤川委員がおっしゃるとおり、本市はJRや高速バスで様々な地域と結ばれており、これらは非常に重要な交通網になっています。また、一部の路線バスにおいても隣接市と結ばれています。

他市も含めた公共交通につきましては、木更津市や君津市などと話をすることもありますが、すぐに連携した計画を作るための体制が整備できるかというと、なかなか難しい状況です。そのため、すぐに連携した計画を作るのではなく、まずは本市内の状況について整理して課題を解決し、他市も含めた交通網については、様々な会議等の場で意見交換などを行っていきたいと考えています。

#### 議長

(鈴木会長)

隣接市との連携については、市内の計画の中に、どのようなことが必要で、どのようなことが課題になっているのかなどを盛り込めば、その後の議論につながっていくことになりますので、カバーできるのではないかと考えます。

他の事例として、群馬県館林市は、周辺4市と共同で法定協議会を設立して計画を策定していますが、それぞれの自治体にそれぞれの隣接市との

関係があります。難しい部分でありますので、それぞれの自治体が市内の 状況や課題を整理すればカバーできる部分があると思います。

#### 大川委員

「持続可能な」ということを考えたときに、市の補助金の支出だけでなく、インフラの整備費用の支出も考える必要があります。今まで、交通利便性向上のためにインフラ整備を進めてきていますが、今後インフラの維持が持続可能なのかどうかという点が、どこの自治体でも議論として挙がってきています。

袖ケ浦市においても、将来的な人口減少に伴う財政の悪化が予想される中で、維持することはなかなか難しい状況となり、どこかで優先順位を決めていく必要があります。

将来の持続可能な公共交通網という点を明確に打ち出すためにも、提案 事業者に対して、補助金の支出やインフラ整備の支出について、どこまで 許容できるのかを踏まえたうえで5年間の計画として提案してほしいと いうことを読み取れるような仕様書にしたほうがいいと思います。

計画期間である5年間だけ交通の賑わいが出るようなものではなく、この5年間を踏まえたうえで、将来において優先順位を決めるために、5年間でどのような施策がベストなのかを提案していただいたほうが、より有益なプロポーザルになるのではないかと考えます。

## 事務局 (千田次長)

本市は、数年後までは人口が増加していきますが、その後、減少傾向となっていきます。大川委員のおっしゃるとおり、現在のインフラがそのまま維持できるのかという点につきましては、難しい状況となっていきます。

仕様書の中で明確にしたり、事業者への説明の中ではっきりと伝えられるようにしていくことを検討してまいります。

#### 成田委員

千葉県バス協会の成田です。

1点目として、令和3年度業務で、「上位・関連計画におけるまちづくりの方向性の整理」と記載がありますが、上位・関連計画と調整を図った結果、この計画の計画期間を5年間としたのか、または他の理由で5年間としたのか、5年間とした理由を委託する際に事業者にきちんと伝えないと、整理が変わってきてしまいますので、きちんと伝えていただきたいと思います。

参考までに、今回5年間とした理由は何でしょうか。もし現時点で整理 がついているのであれば教えてください。

2点目として、4年度業務の具体的な事業の検討について、4年度の業務ですので、今後肉付け等がされると思いますが、具体的な事業やスケジュールなどを検討する際には、交通事業者との協議が必要だと思います。この部分については、交通事情にも大きく関係が出てきますので、節目ごとに、実施可能かどうか交通事業者と協議し、その結果を当協議会にも報

告していただき、議論してほしいと考えています。

#### 事務局

(千田次長)

1点目につきまして、国から、地域公共交通計画を策定する際のガイドラインが示されています。この中に計画期間は概ね5年と記載されています。このガイドラインに基づいて、今回5年間としております。

本市の上位・関連計画として、昨年度、総合計画を策定いたしました。 こちらは、令和2年度から令和13年度の12年間の計画期間となっております。また、この12年間の計画を6年間ずつに分け、令和2年度から令和7年度までを前期基本計画、その後の6年間を後期基本計画としております。今回の地域公共交通計画は、この12年間には収まっているものの、最終年度が合致してはいない状況になります。

2点目につきまして、成田委員のご意見はごもっともでありまして、実施の可能性調査を含めて、交通事業者の皆様と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

#### 議長

(鈴木会長)

私からの要望といたしまして、市民向けのアンケートや、交通事業者へのアンケートを実施するとのことですが、なるべくヒアリング等で、補足することや、本音を聞き出すということもしてほしいと思います。

#### 事務局

(千田次長)

直接意見を聞く機会といたしまして、新型コロナウイルス感染症の状況 を見ながらではありますが、各地区での意見交換会を実施し、しっかりと 意見を伺う機会を設けて進めていきたいと考えております。

#### 議長

(鈴木会長)

他に、ご質問、ご意見が無いようですので、選定委員会の設置について、 決議を取ります。

事務局の案のとおり選定委員会を設置することについて、賛成の委員は、挙手を願います。

#### (全員賛成)

#### 議長

ありがとうございます。

(鈴木会長)

全員賛成でございますので、選定委員会の設置については、事務局の案のとおりといたします。

それでは、選定委員会の設置について、委員の皆様のご承認がいただけ ましたので、委員長となる私から選定委員を指名させていただきます。

小湊鐵道株式会社事業部長 宮﨑 隆一 委員、千葉県タクシー協会理事 鈴木 利和 委員、袖ケ浦市自治連絡協議会 西田 隆司 委員、公募委員 赤川 稔 委員の4名にお願いしたいと存じます。以上、ご報告申し上げます。

#### 議長

(鈴木会長)

それでは、議題4「その他」ですが、まず、委員の皆様から何かあれば お願いいたします。

(発言無し)

#### 議長

無いようですので、事務局から報告があればお願いします。

(鈴木会長)

事務局

(多田副参事)

次回会議についてでございますが、8月頃に公募型プロポーザル提案採用者決定について書面でのご報告を予定しております。また、10月にアンケート調査項目等についてを議題とした会議を予定しております。日時等が決まりましたら、通知をさせていただきますので、よろしくお願いします。

また、本日欠席されました委員に資料及び会議報告書を送付いたします。

事務局からは以上でございます。

#### 議長

それでは、議題4を終了いたします。

(鈴木会長)

以上で、本日予定された案件の審議は、全て終了しました。 ご協力ありがとうございました。

#### 事務局

鈴木会長ありがとうございました。

(多田副参事)

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議等をいただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、令和3年度第1回袖ケ浦市地域公共交通活性化協議 会を閉会といたします。

(閉会 午前11時05分)

以上

#### 令和3年度 第1回袖ケ浦市地域公共交通活性化協議会 会 議 次 第

日 時:令和3年6月9日(水)午前10時00分

場 所:袖ケ浦市役所旧館3階大会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 事務局紹介
- 5 会長あいさつ
- 6 議 題
  - (1)副会長及び監査委員の指名について【資料1】
  - (2)公共交通(路線バス)の状況について【資料2】
  - (3) 袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託について 【資料3-1】、【資料3-2】、【参考資料1】、【参考資料2】
  - (4) その他
- 7 閉 会

### 議題(1)副会長及び監査委員の指名について

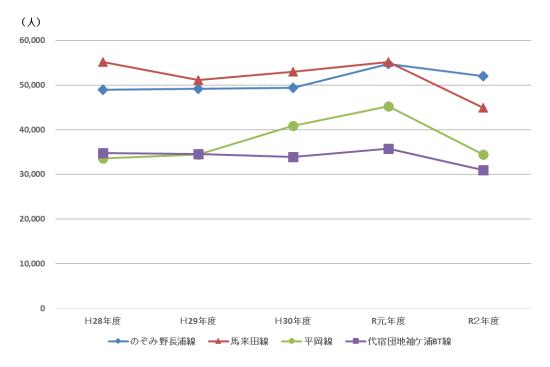
役 職 名	氏 名	機関 ・ 団体名及び役職
副会長		
監査委員		
監査委員		

#### 議題(2)公共交通(路線バス)の状況について

#### 1. 路線バスの状況について

#### (1) 市内補助路線の利用者数及び補助金額について

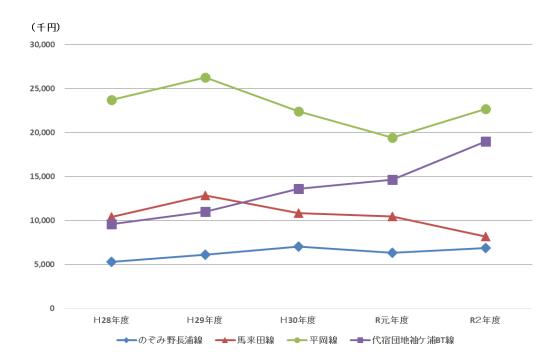
① 補助対象路線の利用者数の推移



路線名	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
のぞみ野長浦線	48,968	49,180	49,329	54,708	51,972
馬来田線	55,157	51,098	52,905	55,091	44,935
平岡線	33,609	34,480	40,829	45,217	34,417
代宿団地袖ケ浦BT線	34,818	34,558	33,882	35,747	30,991
合計	172,552	169,316	176,945	190,763	162,315

(単位:人)

#### ② 補助対象路線の補助金額の推移



路線名	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
のぞみ野長浦線	5,310,324	6,084,572	7,019,605	6,333,356	6,842,912
馬来田線	10,386,174	12,855,460	10,811,182	10,460,467	8,193,161
平岡線	23,705,000	26,304,000	22,445,000	19,452,000	22,667,000
代宿団地袖ケ浦BT線	9,589,000	10,983,000	13,606,000	14,651,000	19,011,000
合計	48,990,498	56,227,032	53,881,787	50,896,823	56,714,073

(単位:円)

- 利用者数については、近年増加傾向であったが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度と比較し大きく減少した。
- 新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは立っていないことや、在宅勤務などの普及により、今後も厳しい状況が続くことが予想される。
- 補助金合計額については、利用者数が減少したことから、前年度と比較して増額となった。
- 馬来田線の補助金額について、令和2年度に限り特例で国庫補助金額が増額となったことから、市の補助金は減額となった。

#### (2)運行の改正について

#### ① 一部路線のダイヤ改正について

代宿団地袖ケ浦BT線及びのぞみ野長浦線のダイヤが令和3年4月1日に改正された。

改正内容として、代宿団地袖ケ浦BT線においては、始発便・最終便などが減便となり、のぞみ野長浦線においては、鉄道との接続の見直しや最終便の時刻が繰上げとなった。

改正理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少や、 収支改善に伴う経費の削減が挙げられる。

#### ② 中郷富岡線の運行ルート改正

木更津市の運行委託による廃止代替路線の中郷・富岡線【木更津駅東口〜農協中郷支店前〜木更津スポーツヴィレッジ〜谷中〜富岡公民館前〜草敷回転場】は、令和3年7月1日から運行ルートが改正され、本市内を運行しなくなる。

これにより、本市内を運行するバス路線は7路線となる。

#### (3) バス路線の維持に係る今後の取組について

バス路線については、現在、補助金の交付や利用促進を行っており、今後も継続して維持に努めていく。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少や、それに伴う収支の悪化、また、以前からの懸案事項である運転手不足など様々な要因により、運行の維持が厳しい状況となってきている。

そのようなことから、今後、より効果的な利用促進策や運行維持の方法、路線バスの役割などについて、交通事業者等と十分に協議を重ねていく必要がある。

その上で、路線バスでは担えない役割や不足するものについては、既存の他の交通 手段や新たな移動手段の導入などで補うことを検討する。

なお、これらについては、今後も厳しい状況が続くことが予想され、早急に協議・ 検討を開始する必要があることから、令和3年度、令和4年度に予定している地域公 共交通計画策定と並行して取り組んでいく。

#### 議題(3)袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託について

#### 1. 袖ケ浦市地域公共交通計画の策定について

#### (1) 策定の目的

袖ケ浦市の公共交通は、鉄道(JR 内房線、JR 久留里線)や高速バス、路線バス 及びタクシーなどが運行中で、袖ケ浦駅利用者は近隣市でのアウトレットモールの 開業や駅周辺の土地区画整理事業等の整備により増加傾向で、また、高速バスも便 数が年々増加し、利用者は増加している。

一方で、路線バス利用者は、自家用車の普及及び人口減少等により減少傾向であり、今後さらに加速していくことが懸念される中で、高齢化の進展や運転免許証返納者の増加等により、地域の移動手段の必要性が高まっている。

そのようなことから、今後の人口減少や高齢化を見据えつつ、持続可能な地域公 共交通網を形成するため、令和3年度、令和4年度の2ヶ年で袖ケ浦市地域公共交 通計画を策定する。

#### (2)計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

#### (3) 策定の方法

コンサルタント業者に委託する。なお、委託事業者は、公募型プロポーザル方式 で募集し、プレゼンテーションを経て決定する。

#### 2. 公募型プロポーザルについて

#### (1)公募型プロポーザル方式について

工事や委託事業の性質または目的が価格のみによる競争入札に適しないと認められる場合に、事業者から当該委託等に係る提案を求め、企画力、創造性、専門性、技術力、実績等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な提案採用者を選定する。

業務の仕様書などを提示して提案の募集をし、提出のあった各事業者の提案について、事業者からのプレゼンテーションを受けて評価し、評価点の最も高い事業者と契約する。

なお、袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務の公募型プロポーザル方式の手続きの流れや提出様式などについては、袖ケ浦市プロポーザル実施要綱(平成23年3月18日告示第38号)を準用する。

#### (2) 実施スケジュールについて

項目	期日等		
手続開始の公告	令和3年7月1日(木)		
実施要領等の交付	令和3年7月1日(木)から		
	令和3年7月12日(月)まで		
参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期限	令和3年7月13日(火)		
参加資格確認結果通知書及びプロポーザル提	令和3年7月16日(金)まで		
案要請書の発送	7和3年/月10日(並)よし		
質問の受付	令和3年7月16日(金)から		
其四の文目	令和3年7月26日(月)まで		
質問の回答	令和3年7月28日(水)		
提案書の提出期限	令和3年8月3日(火)		
審査(プレゼンテーション審査)	令和3年8月11日(水)【予定】		
審査結果の通知	令和3年8月20日(金)まで【予定】		
   仕様書等の最終調整	令和3年8月下旬から		
は採責寺の取修調査	令和3年9月中旬まで		
契約締結	令和3年9月下旬		
計画策定調査業務実施	令和3年10月1日から		
可四水だ剛且未仍大爬	令和4年3月31日まで		

#### (3) 提案採用者選定委員会の設置について

適正かつ公平に提案採用者を選定するために、提案採用者選定委員会を設置する。

- ① 所掌事務
  - ◆提案内容の審査及び提案採用者の選定
  - ◆提案採用者の選定について必要な事項 (公募型プロポーザルの実施要領や審査基準などの決定)
- 2 組織

委員長は会長が務め、副会長、事務局長、その他委員長が指名する4名の合計 7名で構成する。

役 職 名	氏	名	機関・ 団体名及び役職
委 員 長			
選定委員			

③ 設置期間

令和3年6月9日から契約締結まで

- ④ 委員会開催スケジュール及び議題
  - (i) 第1回選定委員会【書面開催】(令和3年6月中旬)
    - ◆公募型プロポーザル実施要領
    - ◆公募型プロポーザル仕様書
    - ◆公募型プロポーザル提案書作成要項
    - ◆公募型プロポーザル審査要項
    - ◆公募型プロポーザル審査基準
  - (ii) 第2回選定委員会(令和3年8月11日)
    - ◆プレゼンテーション審査
    - ◆提案採用者決定

#### (4)調査業務の内容について

地域公共交通計画を策定するために必要な事項は、以下のとおり。なお、提案者から同趣旨のもので代替できる企画提案があった際には、調整を行う。

今回の公募型プロポーザルでは、令和3年度と令和4年度の業務について提案を募集する。提案採用者として選定した事業者とは、令和4年度の業務についても委託契約をする。(契約は単年度ごととなる。)

#### 【令和3年度】

- ① 公共交通に関する現況把握
- ② 市民等の意向把握アンケート調査
  - ◆市民アンケート調査
  - ◆路線バス等の利用者アンケート
  - ◆主要施設利用者へのヒアリング
  - ◆交通事業者へのアンケート調査
- ③ 現況把握及びアンケート調査結果を踏まえた課題の整理

#### ※成果品

◆業務報告書 紙媒体、電子データー式

#### 【令和4年度】

- ① 基本方針と目標の設定
- ② 目標を達成するための事業設定
- ③ 計画の推進体制及び評価方法の設定
- ④ 計画(案)のパブリックコメント手続

#### ※成果品

- ◆地域公共交通計画書 A4版 50部、電子データー式
- ◆地域公共交通計画書(概要版) 紙媒体、電子データー式
- ◆業務報告書 紙媒体、電子データー式

袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務提案採用者選定委員会設置要綱 (案)

(設置)

第1条 袖ケ浦市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)が 行う袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務に係る事業者の選定につい て、公募型プロポーザル方式により提案採用者を選定するに当たり、適 正かつ公平に提案採用者を選定するため、袖ケ浦市地域公共交通計画策 定調査業務提案採用者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置 する。

(所掌事務)

- 第2条 選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 提案内容の審査及び提案採用者の選定
  - (2) 前号に掲げるもののほか、提案採用者の選定について必要な事項 (組織)
- 第3条 選定委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 委員長は、協議会会長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその 職務を代理する。

(会議)

- 第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 選定委員会の会議は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 選定委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月9日から施行し、袖ケ浦市地域公共交通計画 策定調査業務に係る契約締結の日の翌日に、その効力を失う。

#### 別表 (第3条関係)

協議会会長	
協議会副会長	
協議会事務局長	
その他委員長が指名する者4名	

#### 袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(案)

#### 1 業務名

袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務

#### 2 目的

袖ケ浦市の公共交通は、鉄道(JR 内房線、JR 久留里線)や高速バス、路線バス及びタクシーなどが運行中で、袖ケ浦駅利用者は近隣市でのアウトレットモールの開業や駅周辺の土地区画整理事業等の整備により増加傾向で、また、高速バスも便数が年々増加し、利用者は増加している。

一方で、路線バス利用者は、自家用車の普及及び人口減少等により減少傾向であり、今後さらに加速していくことが懸念される中で、高齢化の進展や運転免許証返納者の増加等により、地域の移動手段の必要性が高まっている。

本業務では、今後の人口減少や高齢化を見据えつつ、持続可能な地域公共交通網を形成するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づき設置されている袖ケ浦市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)が公共交通政策のマスタープランとなる「袖ケ浦市地域公共交通計画」を策定するために必要な調査を行うことを目的とする。

#### 3 履行期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

なお、令和4年度においても、新たに契約を締結し、地域公共交通計画策定業務を行う ものとする。

#### 4 履行場所

袖ケ浦市地域公共交通活性化協議会 ほか

#### 5 業務内容

「袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。 なお、本仕様書は提案採用者の選定を行うための基本的な仕様について定めたものであ り、契約締結の際は、詳細な内容について提案採用者と協議の上、定めるものとする。

#### 6 プロポーザル方式を採用する理由

地域公共交通計画の策定に当たっては、広範にわたる基礎データの収集・分析や市民意識の把握など、客観的かつ専門的な情報分析を行うとともに、市民等からの意見の聴

取及びその反映等の作業を行い計画を策定するため、価格のみによる競争によらず、企画力、創造性、専門性、実績等を勘案し、総合的な見地から選定を行うことが最適であることから、プロポーザル方式を採用するものとする。

また、広く提案者を公募する観点から、公募型プロポーザル方式により選定を行う。

#### 7 提案上限額

【令和3年度】6,842,000円(消費税及び地方消費税を含む。) なお、参考として、令和3年度から4年度までの2年間における提案上限額は、およそ 12,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

#### 8 契約締結までのスケジュール

項目	期日等		
手続開始の公告	令和3年7月1日(木)		
実施要領(兼募集要項及び説明書)等の	令和3年7月1日(木)から		
交付	令和3年7月12日(月)まで		
参加表明書兼参加資格確認申請書の提出 期限	令和3年7月13日(火)		
参加資格確認結果通知書及びプロポーザ ル提案要請書の発送	令和3年7月16日(金)まで		
質問の受付	令和3年7月16日(金)から		
貝向の文門	令和3年7月26日(月)まで		
質問の回答	令和3年7月28日(水)		
提案書の提出期限	令和3年8月3日(火)		
審査 (プレゼンテーション審査)	令和3年8月11日(水)【予定】		
審査結果の通知	令和3年8月20日(金)まで【予定】		
仕様書等の最終調整	令和3年8月下旬から		
11. (水音寺の取称・伽雀	令和3年9月中旬まで		
契約締結	令和3年9月下旬		
計画策定調査業務実施	令和3年10月1日から		
可	令和4年3月31日まで		

<sup>※</sup>スケジュールは、都合により変更する場合がある。

#### 9 実施要領等の交付方法

袖ケ浦市ホームページ (http://www.city.sodegaura.lg.jp) から交付するものとする。

#### 10 参加資格

参加申込者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない こと。
- (2) 袖ケ浦市建設工事等競争入札参加資格者名簿(委託)に登録されていること。
- (3) 袖ケ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成11年告示第173号)による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者については、同法に 基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者については、同法に 基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていること。
- (6)会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく 清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定 に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。
- (7) 袖ケ浦市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団等及び その利益となる活動を行う者でないこと。

#### 11 応募方法、募集期間及び受付場所

(1) 募集期間

令和3年7月1日(木)から令和3年7月13日(火)午後5時まで

(2) 受付場所

〒299-0292 千葉県袖ケ浦市坂戸市場1番地1

袖ケ浦市地域公共交通活性化協議会事務局

(袖ケ浦市 企画政策部 企画政策課 内)

- (3) 応募方法
  - (4) 提出書類を直接持参又は郵便(簡易書留)で提出すること。

ただし、直接持参の場合は、土・日曜日を除く袖ケ浦市役所開庁日の午前9時から午後5時までを受付時間とし、郵便の場合は、募集期限までに到着したものに限る。

- (4) 提出書類
  - ア 公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書 (別紙1、以下「参加表明書兼参加資格確認申請書」という。)
  - イ 誓約書(別紙2)
  - ウ 公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書等の返信用封筒 (定型サイズの封筒を使用し、通知書郵送先の宛先を明記の上、84円切手を貼付したもの)1枚

#### 12 参加資格の確認及びプロポーザル提案要請

(1)参加資格の確認

本プロポーザルの参加資格は提出された書類により審査

(2) 結果の通知

令和3年7月16日(金)までに、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛てに、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書(別紙3)により通知する。

#### 13 プロポーザル提案要請

公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書の通知とともに、参加資格確認者にはプロポーザル提案要請書(別紙4)により提案書の提出を要請する。

#### 14 質問の受付及び回答

(1) 提出期間

令和3年7月16日(金)から令和3年7月26日(月)午後5時まで

(2) 提出場所

袖ケ浦市地域公共交通活性化協議会事務局

(袖ケ浦市 企画政策部 企画政策課 内)

FAX番号 0438-62-5916

電子メールアドレス sode01@city. sodegaura. chiba. jp

(3) 質問方法

「質問書(別紙5)」に質問内容を簡潔に記載し、提出期間内に提出場所へ直接持参、電子メール又はFAXで提出すること。

ただし、直接持参の場合は、土・日曜日を除く袖ケ浦市役所開庁日の午前9時から午後5時までを受付時間とし、電子メール・FAXの場合は、提出期限までに到着したものに限る。

(4) 質問の回答

質問内容及び回答については、全ての参加資格確認者に対し、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛てに、令和3年7月28日(水)までに電子メール又はFAXにより行う。

#### 15 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和3年8月3日(火)午後5時まで

#### (2) 提出場所

〒299-0292 千葉県袖ケ浦市坂戸市場1番地1 袖ケ浦市地域公共交通活性化協議会事務局 (袖ケ浦市 企画政策部 企画政策課 内)

#### (3) 提出方法

(4) 提出書類を直接持参又は郵便(簡易書留)で提出すること。

ただし、直接持参の場合は、土・日曜日を除く開庁日の午前9時から午後5時まで を受付時間とし、郵便の場合は、提出期限までに到着したものに限る。

#### (4) 提出書類

「袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託公募型プロポーザル提案書作成要項」を参照のうえ次の書類を作成し、一括して提出すること。分割による提出並びに提出期限後の提案書の追加及び修正は認めない。

- ア 袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託企画提案書(別紙6)
- イ 会社概要書(別紙7)
  - ※ 会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。
- ウ 業務実績一覧(別紙8)
- 工 業務実施体制 (別紙9)
- 才 配置予定技術者調書(別紙10)
- カ 企画提案説明書(任意様式)
- キ 作業工程表(任意様式)

作業工程については、次の条件を踏まえること。

- ・令和4年2月末を目途として、公共交通に関する現況把握及びアンケート調査の 分析作業を行うこと。また、令和4年1月から2月にかけて、袖ケ浦市内各地区 (昭和地区、長浦地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区の計5地区)にお いて市民ワークショップ等を開催し市民等の意見を伺うこと。
- ・令和4年12月頃に、地域公共交通計画(案)のパブリックコメントを実施する ことを想定した作業工程とすること。
- ・ 令和 5 年 3 月に、地域公共交通計画の公表を想定した作業工程とすること。
- ク 見積書(別紙11)
- (5) 提出部数

正本1部、副本10部、電子媒体1部

(6) 参加辞退

参加表明書兼参加資格確認申請書の提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届(別紙12)により、その理由等を記入して、速やかに提出すること。

#### 16 選定委員会の委員構成

適正かつ公平に提案採用者を選定するため、袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務提 案採用者選定委員会委員(以下「選定委員会」という。)を設置する。

選定委員会の委員構成は、次のとおり。

- (1) 協議会会長
- (2) 協議会副会長
- (3) 協議会事務局長
- (4) その他協議会会長が必要と認める協議会委員4名

#### 17 提案採用者を選定するための審査基準

「袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託公募型プロポーザル審査要項」のとおり

#### 18 プレゼンテーションの実施

選定委員会において、提案書等を提出した参加資格確認者に対し、プレゼンテーション による審査を実施する。

なお、選定委員会による審査は非公開とする。

詳細は、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛てに、別途連絡する。

(1)期日

令和3年8月11日(水)午後1時30分から【予定】

(2) 場所

袖ケ浦市役所内

(3) プレゼンテーションの順番提案書の受付順に行うものとする。

(4) 所要時間

1事業者につき、35分以内とする。

内訳(準備:5分以内、プレゼンテーション:20分以内、質疑応答:10分以内)

(5) プレゼンテーション内容

企画提案の説明。なお、主担当となる者がプレゼンテーションを行うものとする。

(6) 参加人数

2名までとする。

(7) 使用機器

プロジェクター及びスクリーンは、袖ケ浦市で用意する。その他の機材については、 参加者が用意すること。

#### 19 提案採用者の決定

選定委員会の各委員の評価点の合計が最も高い者を提案採用者とする。

ただし、最高得点者が2者以上ある場合は、1位と評価した委員が最も多かった者を提案採用者として決定する。1位と評価した委員が同数の場合は、2位と評価した委員が最も多かった者を提案採用者として決定する。

#### 20 審査結果の通知

審査の結果は、令和3年8月20日(金)【予定】までに、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛てに、審査結果通知書(別紙13)により通知するとともに、袖ケ浦市ホームページ等で公表する。

#### 21 契約の締結

提案採用者と仕様書の内容などについて協議の上、契約を締結する。

なお、提案採用者の決定後、契約を締結できない事由が発生した場合、又は契約内容について協議が整わなかった場合は、次点の評価点を取得した者を提案採用者とする。

#### 22 その他の注意事項

- (1) 提案書類の提出等にかかる経費は、全て参加申込者の負担とする。
- (2) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (3)提出書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、応募者に帰属する。ただし、本市が本業務に係る範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には提出書類の内容を無償で使用できる。また、採用されたプロポーザルの使用権は、本市に帰属する。
- (4)提出書類は、返却しない。
- (5) 提出期限後の参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書の差替え又は再提出は 認めない。
- (6)参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした者は、袖ケ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止措置を行うことがある。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、提案書は無効とする。
  - ア 参加資格を満たさないこととなったとき。
  - イ 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。
  - ウ 提案書の提出を要請した者以外の者が提案を行ったとき。
- (8) 本プロポーザルにおいて知り得た情報は、第三者に漏らしたり、本プロポーザル以外の提案等に無断で使用してはならない。
- (9)提出された本プロポーザルに係る資料については、公開しない。ただし、袖ケ浦市情報公開条例(平成11年条例第1号)による開示又は公開請求のあるときはその対

#### 参考資料1

象とするものとし、公開の範囲は市と該当する提案書類の提出者との協議のうえ、決定するものとする。

- (10)本プロポーザルにおける提案はあくまでもプロポーザル企画提案とし、受託候補者特定の審査材料となるものであり、実際の業務推進に当たっては、本市と協議したうえで決定すること。
- (11) 上記記載の日時に変更がある場合は、指示に従うこと。
- (12) その他必要な事項については、協議の上、決定する。

#### 23 事務局連絡先

 $\mp 299 - 0292$ 

千葉県袖ケ浦市坂戸市場1番地1

袖ケ浦市企画政策部企画政策課 担当 御園生

TEL: 0438-62-2327

FAX : 0438-62-5916

E-mail: sode01@city.sodegaura.chiba.jp

#### 袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託 仕様書(案)

#### 1 業務名

袖ケ浦市地域公共交通計画策定調査業務

#### 2 目的

袖ケ浦市の公共交通は、鉄道(JR 内房線、JR 久留里線)や高速バス、路線バス 及びタクシーなどが運行中で、袖ケ浦駅利用者は近隣市でのアウトレットモールの 開業や駅周辺の土地区画整理事業等の整備により増加傾向で、また、高速バスも便 数が年々増加し、利用者は増加している。

一方で、路線バス利用者は、自家用車の普及及び人口減少等により減少傾向であり、今後さらに加速していくことが懸念される中で、高齢化の進展や運転免許証返納者の増加等により、地域の移動手段の必要性が高まっている。

本業務では、今後の人口減少や高齢化を見据えつつ、持続可能な地域公共交通網を形成するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づき設置されている袖ケ浦市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)が公共交通政策のマスタープランとなる「袖ケ浦市地域公共交通計画」を策定するために必要な調査を行うことを目的とする。

#### 3 委託期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで(ただし、令和4年度においても、令和4年5月末頃に新たに契約を締結し、地域公共交通計画策定業務を行うものとする。)

#### 4 対象範囲

本業務の対象範囲は、袖ケ浦市全域とする。

#### 5 業務内容

令和3年度における業務内容は次のとおりとする。

なお、業務内容は地域公共交通計画の策定に必要と考える事項を示したものであり、受託者の企画提案により調整することとする。

ただし、同趣旨のもので代替できる案の提示ができるものとする。

#### 【令和3年度】

- (1)公共交通に関する現況把握
  - ① 人口動向(総人口、地区別、年齢3区分別、将来人口)、主要施設等配置 状況及び交通特性等の地域特性の整理
  - ② 既存公共交通の現況把握
  - ③ 上位・関連計画におけるまちづくりの方向性の整理

- (2) 市民等の意向把握アンケート調査
  - ① 市民アンケート調査
    - ※無作為抽出した2,000人を対象とする。
    - ア 調査票の設問設定
    - イ 調査票作成・印刷
    - ウ 発送用及び返信用封筒の作成
    - エ 調査票の封入
    - オ 調査票のデータ入力
    - カ 調査票の集計及び分析
    - キ 報告書の作成
    - ※ 調査対象のデータ抽出及び宛名ラベルの作成は、市で行う。
    - ※ 回収率は、2,000人のうち50%~60%を想定
    - ※ 無作為抽出の経費、郵便料などの返信に係る経費は、市の負担とする。
  - ② 路線バス及び高速バス利用者アンケート調査
  - ③ 市内主要施設利用者聞取り調査
  - ④ 地区別意見交換会の開催
    - ア 会議運営に係る提案・支援
    - イ 会議への出席(助言・提言等)
    - ウ 関係資料の作成及び要旨での議事録の作成
  - ⑤ 交通事業者・関係団体アンケート調査
- (3) 地域公共交通を取り巻く課題の整理
  - ① 上記(1)及び(2)の結果を踏まえた課題の整理
- (4) 協議会会議の運営支援(2回程度)
  - ① 会議資料の作成
  - ② 会議への出席(助言・提言等)
  - ③ 会議報告書の作成
- (5) 打合せ協議(4回程度)
  - ① 業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時における打合せ協議

参考として、令和4年度の業務内容は次のとおり。

#### 参考

#### 【令和4年度】

- (1) 地域公共交通に係る基本方針及び目標の設定
  - ① 地域公共交通を取り巻く課題の解決を図るための基本方針及び目標の設定
  - ② 公共交通ネットワークのあり方及び方向性の設定

- (2) 具体的な事業の検討
  - ① 目標を達成するための事業概要、実施主体及びスケジュール等の検討
- (3) 計画の評価方法の設定
  - ① 事業の推進体制、評価方法及びスケジュール等の設定
- (4) パブリックコメントに関する支援
  - ① パブリックコメントの実施に関する公表用資料の作成
  - ② 市民等から寄せられた意見の整理、回答案の作成
- (5) 地域公共交通計画の策定等
  - ① 地域公共交通計画書の構成案の作成
  - ② 地域公共交通計画書の図表、図面、イラスト、概念図、写真等の提供
  - ③ 地域公共交通計画書の印刷版データの作成
- (6) 協議会会議の運営支援(3回程度)
  - ① 会議資料の作成
  - ② 会議への出席(助言・提言等)
  - ② 会議報告書の作成
- (7) 打合せ協議(5回程度)
  - ① 業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時における打合せ協議

#### 6 成果品等

本業務の成果品は、以下のとおりとする。納入場所は、協議会事務局(袖ケ浦市企画政策部企画政策課内)とし、成果品の提出期限は協議により決定する。

製本、データの仕様等の詳細については、受託事業者と協議する。

#### 【令和3年度】

(1)調査業務報告書 A4版3部、電子データー式 ※各種調査集計・分析結果、各地区意見交換会報告書を含む

#### 【令和4年度】

- (1) 袖ケ浦市地域公共交通計画 A4版50部、電子データー式
- (2) 袖ケ浦市地域公共交通計画(概要版) A4版50部、電子データー式
- (3)業務報告書 A4版3部、電子データー式

#### 7 その他

(1) 受託事業者は、業務着手前に本業務にかかる作業方針を提示し、協議会の承諾を得ること。

- (2) 受託事業者は、本業務に関する文献等の資料や実証段階から実用段階にある 先端技術等の情報を常に収集し、十分な調査をすること。
- (3) 協議会は、業務に必要な資料を所定の手続によって貸与する。
- (4) 受託事業者は、業務の遂行に際し、技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を明記すること。
- (5) 受託事業者は、本業務で調査収集した文献等資料を協議会に提出すること。
- (6) 本業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託事業者 の申請による。

#### 8 注意事項

- (1)受託者は、袖ケ浦市情報公開条例(平成11年条例第1号)及び個人情報保護条例(平成8年条例第15号)を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2)業務の履行にあたっては、協議会の担当者(企画政策部企画政策課職員)と 緊密に連絡をとること。
- (3)業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合には、受託者は速やかに協議会が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (4) 成果物の所有権、著作権、利用権は協議会に帰属するものとする。

#### 9 その他の事項

この仕様書に定めのない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

#### 10 事務局連絡先

 $\mp 299 - 0292$ 

千葉県袖ケ浦市坂戸市場1番地1

袖ケ浦市企画政策部企画政策課 担当 御園生

TEL: 0438-62-2327

FAX : 0438-62-5916

E-mail: sode01@city.sodegaura.chiba.jp



#### 伊勢神宮参拝も連節バスで

2020年12月19日、三重交通は、伊勢神宮参拝客の非常に多い伊勢市駅〜外宮前〜内宮前間に国産ハイブリッドノンステップ連節バスを導入、同日、内宮前で三重県知事らが参列して出発式が催された。三重交通は、傘下に三重いすゞ自動車をもつため、いすゞ「エルガデュオ」の採用で、実は発注自体はいすゞの第一号だったと聞く。10月に1号車が、11月に2号車が納車さ

#### 鈴木文彦

三重交通が伊勢神宮参拝ルートに導入したいすゞエルガデュオ 連節ハイブリッドノンステップバス「神都ライナー」 同社のイ メージを踏襲しつつ新感覚を取り入れたデザイン

れ、訓練ののち運行開始となった。座席38名、立席74名の113 人乗りで、これまで多客時には臨時の続行運行をしていたもの が、かなり効率的に大量輸送ができるようになる。デザインは 外宮内宮線専用車として神宮の森や神聖さを同社路線バスと同 じグリーンと白で表し、中・後扉の部分にドット柄を入れるこ とで五十鈴川の流れをイメージした。

「神都ライナー」と名付けられ、年度内は繁忙期に臨時便として、2021年4月からは日中の時間帯を中心に1時間に1~2本、主要停留所のみ停車の急行便として定期運行を行う。既存の路面電車型「神都バス」や電気バスなどと伍して走り、同区間はバラエティ豊かな車両が楽しめる路線となった。

#### **[特集] コロナ禍に対応した新たなバスの動き**

2021年1月、新型コロナウイルス感染拡大にともなう二度目の緊急事態宣言が11都府県に発出され、2月7日の期限が10都府県で延長された。最初の緊急事態宣言下にあった2020年5月ごろに路線バスで60~70%減、高速バスで70~90%減、貸切バスに至っては90~100%減という未曽有の利用者減少と、減収による厳しさを経験したバス業界だが、宣言解除後の2020年夏以降回復傾向を見せ、10月ごろの段階で、路線バスは20~30%減、高速バスは一部運休もあって40~60%減、貸切バスは50~70%減あたりまで持ち直してきた。しかし11月以降の"第三波"と言われる感染の再拡大により、路線バスへの影響は少なかったが、再び高速バスと貸切バスの需要は大きく減退している。

#### ●人々の行動変化とバス交通

路線バスの利用者は、コロナ以前の2019年あたりと比較して80%ぐらいまで戻ったものの、これ以上は戻らないであろうとの観測が一般的だ。その背景には、コロナ禍における人の移動の大きな変化がある。路線バスは通勤通学や通院など、日常生活に直結した移動需要が主体のため、いわゆる「不要不急」ではない移動の割合が高いことから、緊急事態宣言下であっても一定の需要が戻っている。しかし大都市圏では、テレワークの増加、全国的にも在宅勤務の増加や大学生のリモート授業などへの移行があるほか、地方バスの主な利用者である高齢者も、外出自粛が求められる中で通院や買物の回数を減らしても生活が成り立つことがわかると、その後も最小限の外出で生活するパターンが定着してしまったケースも少なくない。

さらに、夜間および深夜の移動需要の減少も明らかで、残業の減少、会食や宴会などの自粛が進むにしたがって帰宅ニーズは早い時間にシフト、20時以降の利用者は大きく減っている。バスでは、鉄道各社のような最終便の繰り上げなどを明言したケースは少ないが、すでに深夜バスや深夜急行バスの多くは運休しており、このまま休廃止となる路線も多いと見られる。

また高速バスの利用者は、企業の出張抑制(リモートへの転換や出張人数・回数の減少)などによるビジネス需要の減退、観光・レジャー、帰省の自粛などによって大きく減少したままとなっている。このため、通勤通学需要がある近距離高速バスを除くと、2020年秋ごろに多少復活傾向はあったものの、11月ごろから再び減少している。夜行路線を中心に、運休を続けている(または感染再拡大によって再運休)路線も多い。

JRパス4社 (関東・東海・西日本・四国) が感染防止対策を徹底した上で実施した三菱エアロキング大集合ツアーイベント 200人を超える参加があった



貸切バスは、地域差はあったが2020年9月ごろから学校行事が再開したことにより、契約輸送以外稼働ゼロの状態からある程度一般貸切が動くようになった。また旅行業者のツアーを受けての稼働が多い事業者では「GoToトラベル」によるツア一設定で予約ベースでは100%近くまで戻ったケースもあった。しかし感染再拡大によって学校行事やツアー企画は再び中止傾向になり、貸切バスの稼働は再度落ち込んでいる。

#### ●公共交通のマイナスイメージを変えるために

バス利用者の減少には、そうした人の生活や行動の変化だけでなく、限られた空間に他人同士が乗り合う「三密」のイメージによって公共交通全体が敬遠されている面も否定できない。実際には換気や消毒などの対策も十分に行われ、バス・タクシー乗務員の感染事例がわずかなことからも車内感染の危険はごく少ないのだが、イメージが先行する傾向がある。都市圏ではその結果、マイカー通勤や自転車の増加が確認されている。

そこで最近は、バスのコロナ対策を広く伝えるべく、実際の 換気性能や抗菌対策などを広く広報するケースも増えてきた。 現在のバス車両はエアコンの換気システムにより、路線バスで 約3分、固定窓の高速バス・貸切バスでも約5分で車内の空気 を全て入れ替えることができる。これを知ってもらうべく、各





【長野県バス協会の換気性能の実演】 左:貸切バスの車内にスモークを充満させ、右:エアコンの換気を作動させると5分後にはほぼ元の状態に(長電バス)





ビニールシートで覆う形が一般的だが 透明アクリル板で運転席周りをガード

するケースも (北海道中央バス)



▼高速バス・貸切 バスのシートの背 に透明アクリル板 を立てて飛沫防止 ガードとする事例 (岩手県交通)







4列シートの高速車全車に隣り合う座席間の顔の位置に半透明のパーテーションを設置 (西日本JRバス)

事業者や都道府県バス協会などが報道や行政向けに換気性能体験を実施した。これは車内に水性(人体に無害)のスモークを充満させ、換気システムを作動して実際にスモークが消えるまでの時間を体験してもらうもので、かなり具体的・可視的にバスが安全、安心であることをアピールできる。ただしマスコミ報道はスポットであり、事業者やバス協会、メーカーなどからの発信は一般には目に留まりにくいので、都道府県や市町村からも公共交通の安全・安心をぜひ発信してほしいものである。

#### ●感染防止対策とアピールへの取り組み

多くのバス事業者ではさまざまな感染症予防対策を実施している。従業員のマスク着用や運転席の周囲のビニールシート装着(または透明アクリル板設置)、窓開けによる運行、最前列シートの閉鎖(徐々に開放傾向)などは実際に見てわかる対策だが、運行ごとの換気や消毒、除菌作業など裏方での取り組みもきめ細かく行われている。また、車内へのアルコール消毒液の積載や貸切バスではバス乗車時の靴裏除菌マットの搭載事例もある。また、少なくとも大手事業者では2020年中に車内の抗菌コーティングを相当数完了している。さまざまな方式があるが写真の山梨交通では超微粒子酸化チタンによる光触媒コーティングを貸切バス車内に施工、効果は3年間持続するという。

車内の飛沫対策としては、主に4列シートの高速バス・貸切バスの各シートの背ずり上部に透明アクリル板を設置する事例や、隣接シート間のフェイスカーテン、顔の位置の半透明パーテーションの設置の事例などがある。

また、バスのボディや表示器を使ったアピールもいろいろ行われている。乗客にマスク着用や会話の抑制、時差出勤などを呼び掛けるラッピングやフロント幕のほか、バスが安心して利用できることをアピールするラッピング、医療従事者への応援メッセージなどのラッピングや行先幕表示などが見られる。

#### ●アフターコロナに向けて

コロナ禍による経営的な厳しさが増す中で、バス業界として もさまざまな対応策がとられている。特に貸切バスについては 地元やファンの興味に訴求するツアーの企画やバーチャル観光 などを含む話題性のある営業が目立ち、かえってコロナ禍が平 常時以上に工夫や新たな発想のベースになった感がある。これ がアフターコロナの稼働につながれば貸切バスの生きる道が切 り開けるだろう。

路線バスは生活手段だけに抜本的な改善が見込みにくい面もあるが、感染対策も手伝って、チケットレス化や地域ごとの多モードとのシームレス化(MaaSへの取り組みなど)が進められつつある。高速バスはアフターコロナでのレジャー需要の回復が最も期待されるところだが、バス業界としては高速バス需要の戻りがキーポイントとなりそうだ。

供与開始されたワクチンが行き渡る状況になれば、先の見通しも立てられるようになるだろう。それまで何とか持ちこたえることも重要だが、その後いかに立ち直り、バスを地域の公共交通インフラとして活用し、事業としても発展させるか。業界の知恵と行政や市民との協働が試されるのではないだろうか。



貸切バスにバスの安全・安心を宣言するラッピングを施して 稼働しない時期も地域を走行してアピール (はとバス)



広島バスでは回送時の行先表示LEDに医療従事者への 感謝を表す標語を入れている

# ワクチン接種にバスの活用を 防長交通が クチンバスを製作

日野ブルーリボンシティロングサイズのワンステップバスをベースに防長交通が作製したワクチン接種バ 清潔感のある白一色のボディ



ワクチン接種バスの車内。座席の配置はそのまま仕切 りのカーテンをつけ窓を白く覆っている



前方の接種会場部分。結構広いスペースがとれ、 ここに机や椅子を持ち込むこともできる

# 前後2カ所にプラズマクラスターを増設 し、室内の空気清浄を保つ

うと取り組みを開始した。

運転席・前扉の後部に仕切りのカ りなものではない。中扉の前後と 部跳ね上げ式)で広く空間がとれ る前方を接種会場、後方の2人掛 そのままで、 ーテンを設置、座席は基本的には 改造といってもそれほど大掛か 1人掛けシート(一



後方の2人掛けシートの部分は接種後の待機スペースとして活用

# 型車と中型車に改造を施す 低床路線バスをベースに大

交通はそんなバスをつくってみよ として提供できないか……海外で 接種が、4月からまず高齢者対象 実際に行われた事例を見て、防長 に始まった。バスを移動接種会場 新型コロナウイルスのワクチン

種車として改造し、貸切登録の上 日野KL-HU2PREA)と既 式日野KK-HR1JKEE) を 存の中型ノンステップバス (02年 た大型ワンステップバス (3)年式 グループの近鉄バスから購入し

3連発の1

取材・執筆■鈴木文彦

カーテンで仕切られている中扉の入口から入ると前後が

簡素化、座席を外すなど多少の構 請も厚生労働省の通知で手続きを 局に出している。バスを診療所扱 の活用を、との事務連絡を各運輸 造変更があっても車検証の変更は いとする都道府県への開設許可申 通省は、接種会場として貸切バス きたことだが、4月9日に国土交 月ごろからあちこちで言い続けて スをぜひ活用して……。 種の移動手段や接種場所に貸切バ 筆者も2

バスの機動性が発揮できるだろ る道路さえあれば出向いて行ける 所が主な対象になりそうだ。走れ や接種会場に適した施設のない場 山間過疎地域や離島など、診療所 必要なしとするそうだ。 これを先取りした形だ。おそらく 防長交通のワクチン接種バスは

じ掛けは外すそうだ。 確認のため、必要な一定時間の待 け座席を接種後副反応等の有無の 意見交換の中で、前方の座席のひ 紙を貼っている。医療関係者との にはプライバシー保護のため白い 機場所として使用する。側面の窓

# をと、国交省から事務連絡 ワクチン接種にバスの活用

これから本格化するワクチン接

00人の住民のほとんどが高齢者 内2カ所で据え置いてバス車内で 見込み。フェリーで2度渡り、 という瀬戸内海に浮かぶ島になる 稼働のトップを切るのは、約2 島

接種を行う。

110

バストピッ!!

口県の防長交通が作成した「ワクチン接種バス」である。になる……そんなバスの可能性を具現化したバスが登場した。バスはいろいろな使い道がある。バスは社会の役に立つ、頼:

山り